

性同一性障害のある児童生徒に対する対応に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月十二日

参議院議長 西岡武夫 殿

山本香苗



## 性同一性障害のある児童生徒に対する対応に関する質問主意書

平成二十二年四月二十三日、文部科学省初等中等教育局児童生徒課及びスポーツ・青少年局学校健康教育課から地方教育委員会等宛に「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」と題する通知が発出された。右通知に関連し、以下のとおり質問する。

一 右通知において、文部科学省は各学校に対し、性同一性障害のある児童生徒に対する教育相談への対応を要請しているが、文部科学省は性同一性障害のある児童生徒の実態を把握していない。早急に実態調査を行うべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 一の実態調査を行わないという場合、その理由は何か。具体的な政府の見解を明らかにされたい。

三 各学校において、性同一性障害のある児童生徒から相談を受けた場合に、児童の心情に最大限配慮した適切な対応を取ることができる教育相談体制を整備するためには、文部科学省において教育・医療関係者及び当事者が参加する検討の場を設け、ガイドラインを策定することが必要であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

